

## 別紙

## 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 6 年 平 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>建 設 業</b>							1		<b>11.2</b>	<b>56</b>
	<b>総 合 工 事 業</b>	2		11.0	56	528	404	404	409	
	建築工事業(木造建築工事業を除く)	3	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物、鉄筋コンクリート造建築物、無筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物等の完成を請け負うもの	15.0	88	608	500	509	516	
	その他の総合工事業	4	総合工事業のうち、3に該当するもの以外のもの	9.9	47	507	378	376	381	
	<b>職 別 工 事 業</b>	5	下請として工事現場において建築物又は土木施設等の工事目的物の一部を構成するための建設工事を行うもの	13.7	54	570	485	472	479	
	<b>設 備 工 事 業</b>	6		11.0	60	540	502	530	549	
	電気工事業	7	一般電気工事業及び電気配線工事業を営むもの	9.3	50	575	470	487	495	
	その他の設備工事業	8	設備工事業のうち、7に該当するもの以外のもの	12.0	67	518	521	556	582	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
建 設 業			1	450 405	463 410	470 415	459 420								
	総 合 工 事 業		2	408 384	418 388	425 391	418 395								
	建築工事業(木造建築工事業を除く)		3	515 471	526 476	536 481	540 486								
	その他の総合工事業		4	380 361	389 364	395 367	385 370								
	職 別 工 事 業		5	484 470	506 473	519 477	507 479								
	設 備 工 事 業		6	550 443	568 453	573 463	553 472								
	電 気 工 事 業		7	503 411	525 421	534 431	517 441								
	その他の設備工事業		8	579 462	594 472	596 482	574 492								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 6 年 平 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>製 造 業</b>							9		<b>9.2</b>	<b>46</b>
	<b>食 料 品 製 造 業</b>	10		8.4	45	451	690	703	715	
		11	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料及び乳製品等の製造を行うもの	8.2	44	362	455	444	444	
		12	パン、生菓子、ビスケット類・干菓子及び米菓等の製造を行うもの	8.4	44	587	1,525	1,590	1,622	
		13	食料品製造業のうち、11及び12に該当するもの以外のもの	8.5	45	444	557	564	575	
	<b>飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業</b>	14	清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ、飼料及び有機質肥料の製造を行うもの	7.8	32	337	454	486	505	
	<b>織 維 工 業</b>	15	製糸、紡績糸、織物、ニット生地、網地、フェルト、染色整理及び衣服の縫製など繊維製品の製造を行うもの	6.1	30	367	313	322	322	
	<b>パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業</b>	16	木材、その他の植物原料及び古繊維からパルプ及び紙の製造を行うもの並びにこれらの紙から紙加工品の製造を行うもの	4.2	28	321	187	178	178	
	<b>印 刷 ・ 同 関 連 業</b>	17	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業及び印刷関連サービス業を営むもの	5.6	33	379	269	276	275	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているもので、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
製 造 業			9	461 438	460 441	459 444	424 446								
	食 料 品 製 造 業		10	710 665	716 671	725 676	706 681								
		畜産食料品製造業	11	437 453	439 453	457 454	468 455								
		パン・菓子製造業	12	1,664 1,508	1,750 1,523	1,759 1,538	1,653 1,548								
		その他の食料品製造業	13	559 524	547 529	554 534	548 538								
	飲料・たばこ・飼料製造業	14	493 423	468 428	452 432	463 437									
	織 維 工 業	15	327 285	327 290	337 295	316 298									
	パルプ・紙・紙加工品製造業	16	180 176	195 178	199 180	190 181									
印 刷 ・ 同 関 連 業	17	276 252	286 255	297 258	279 260										

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 6 年 平 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>										
化 学 工 業		18		10.5	38	403	478	479	473	
	有機化学工業製品製造業	19	工業原料として用いられる有機化学工業製品の製造を行うもの	8.3	42	361	382	359	362	
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	20	脂肪酸・硬化油・グリセリン、石けん・合成洗剤、界面活性剤、塗料、印刷インキ、洗浄剤・磨用剤及びろうそくの製造を行うもの	5.6	32	338	265	273	269	
	医薬品製造業	21	医薬品原薬、医薬品製剤、生物学的製剤、生薬・漢方製剤及び動物用医薬品の製造を行うもの	19.5	63	545	879	903	885	
	その他の化学工業	22	化学工業のうち、19から21に該当するもの以外のもの	8.8	29	375	399	395	391	
プラスチック製品製造業		23	プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機等の各種成形機により成形された押出成形品、射出成形品等の成形製品の製造を行うもの及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工等の加工を行うもの並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和を行うもの及び再生プラスチックの製造を行うもの	8.8	39	424	363	352	352	
ゴム製品製造業		24	天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品、すなわち、タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更生タイヤ、再生ゴム、その他のゴム製品の製造を行うもの	15.8	74	625	522	501	497	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>(製造業)</b>															
化 学 工 業		18	465 463	460 464	461 466	432 466									
	有機化学工業製品製造業	19	364 358	358 360	357 362	317 362									
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	20	266 248	267 250	275 253	259 254									
	医薬品製造業	21	861 864	845 865	832 867	804 867									
	その他の化学工業	22	386 387	383 388	388 389	357 388									
プラスチック製品製造業	23	351 359	347 360	352 360	326 360										
ゴム製品製造業	24	495 482	516 488	539 494	497 498										

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>(製造業)</b>											
窯業・土石製品製造業		25		10.4	62	434	439	416	407		
	セメント・同製品製造業	26	セメント、生コンクリート及びコンクリート製品等の製造を行うもの	7.1	51	370	391	403	392		
	その他の窯業・土石製品製造業	27	窯業・土石製品製造業のうち、26に該当するもの以外のもの	11.9	68	465	462	422	415		
鉄 鋼 業		28	鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼の製造を行うもの並びに鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材等の製造を行うもの	9.4	53	465	320	313	311		
非 鉄 金 属 製 造 業		29	鉱石（粗鉱、精鉱）、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬及び精製を行うもの、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行うもの並びに非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品の製造を行うもの	7.4	34	389	296	310	312		
金 属 製 品 製 造 業		30		10.1	52	585	439	437	437		
	建設用・建築用金属製品製造業	31	鉄骨、建設用金属製品、金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅及び建築用金属製品の製造を行うもの並びに製缶板金業を営むもの	5.7	40	389	261	270	270		
	その他の金属製品製造業	32	金属製品製造業のうち、31に該当するもの以外のもの	11.6	56	653	501	495	495		
はん用機械器具製造業		33	はん用的に各種機械に組み込まれ、あるいは取付けをすることで用いられる機械器具の製造を行うもの。例えば、ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置の製造など	10.4	68	485	517	528	533		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】											
大 分 類	番号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
中 分 類		7 年											
小 分 類		1 月 分											
<b>(製 造 業)</b>													
窯業・土石製品製造業	25	400 406	410 409	412 413	381 414								
セメント・同製品製造業	26	373 350	403 356	401 361	390 365								
その他の窯業・土石製品製造業	27	412 433	414 435	418 437	377 438								
鉄 鋼 業	28	312 297	323 301	331 304	312 307								
非鉄金属製造業	29	314 288	322 290	327 292	289 292								
金属製品製造業	30	438 412	444 416	452 419	424 422								
建設用・建築用金属製品製造業	31	270 241	285 245	293 248	272 251								
その他の金属製品製造業	32	496 472	499 475	507 479	477 481								
はん用機械器具製造業	33	530 478	532 484	534 490	499 494								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11月分	6 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
生産用機械器具製造業		34		9.5	44	368	489	440	431		
	金属加工機械製造業	35	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	8.9	38	357	333	312	310		
	その他の生産用機械器具製造業	36	生産用機械器具製造業のうち、35に該当するもの以外のもの	9.6	46	372	538	481	469		
業務用機械器具製造業		37	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	9.4	59	419	543	570	590		
電子部品・デバイス・電子回路製造業		38		8.6	44	376	507	504	507		
	電子部品製造業	39	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モーターの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	10.4	43	450	643	697	712		
	電子回路製造業	40	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	3.4	24	180	274	288	293		
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	41	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、39及び40に該当するもの以外のもの	9.2	50	397	508	470	466		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】											
大 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
中 分 類		7 年											
小 分 類		1 月 分											
<b>(製 造 業)</b>													
生産用機械器具製造業	34	451 453	448 456	429 458	376 458								
金属加工機械製造業	35	317 333	326 334	340 335	307 334								
その他の生産用機械器具製造業	36	493 491	487 496	458 498	398 498								
業務用機械器具製造業	37	580 503	569 509	545 514	506 517								
電子部品・デバイス・電子回路製造業	38	498 475	481 478	466 480	409 480								
電子部品製造業	39	678 564	621 571	592 578	515 582								
電子回路製造業	40	301 253	274 256	265 259	237 261								
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	41	465 498	472 499	463 498	407 495								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11月分	6 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
電気機械器具製造業		42		10.1	51	501	686	649	640		
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	43	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	17.8	102	937	1,215	1,157	1,159		
	電気計測器製造業	44	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	7.3	32	244	420	405	393		
	その他の電気機械器具製造業	45	電気機械器具製造業のうち、43及び44に該当するもの以外のもの	8.1	39	454	602	560	548		
情報通信機械器具製造業		46	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	8.8	39	368	338	344	349		
輸送用機械器具製造業		47		10.2	55	591	393	385	402		
	自動車・同附属品製造業	48	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附属車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	11.2	59	626	384	382	399		
	その他の輸送用機械器具製造業	49	輸送用機械器具製造業のうち、48に該当するもの以外のもの	5.8	35	435	434	400	413		
その他の製造業		50	製造業のうち、10から49に該当するもの以外のもの	8.4	37	365	396	408	416		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>(製造業)</b>															
電気機械器具製造業		42	642 691	640 688	649 685	590 681									
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		43	1,155 1,209	1,133 1,208	1,131 1,207	969 1,200									
電気計測器製造業		44	397 385	402 388	388 391	333 390									
その他の電気機械器具製造業		45	552 637	555 628	584 622	571 617									
情報通信機械器具製造業		46	344 318	342 321	345 324	314 325									
輸送用機械器具製造業		47	405 361	402 366	408 371	367 374									
自動車・同附属品製造業		48	398 355	395 360	399 364	356 367									
その他の輸送用機械器具製造業		49	434 390	436 395	450 401	416 406									
その他の製造業		50	415 369	414 373	411 377	376 379									

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産価 額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
電気・ガス・熱供給・水道業		51		6.8	56	450	488	485	478		
情報通信業		52		9.7	54	307	783	796	808		
情報サービス業		53		12.3	64	341	866	883	897		
ソフトウェア業		54	受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業及びゲームソフトウェア業を営むもの	12.4	64	326	897	922	934		
情報処理・提供サービス業		55	受託計算サービス業、計算センター、データエントリー業、データベースサービス業、市場調査業、世論調査業及び社会調査業等を営むもの	12.2	65	343	795	777	796		
インターネット附随サービス業		56	インターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービスを提供するもの、アプリケーションを提供する事業又は音楽、映像等のコンテンツを配信する事業を行うもの及びインターネットを利用する上で必要なサポートサービスを提供するもの	6.2	38	195	696	696	702		
映像・音声・文字情報制作業		57	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の制作・配給を行うもの、レコード又はラジオ番組の制作を行うもの、新聞の発行又は書籍、定期刊行物等の出版を行うもの並びにこれらに附随するサービスの提供を行うもの	5.5	43	313	582	634	659		
その他の情報通信業		58	情報通信業のうち、53から57に該当するものの以外のも	7.0	49	669	616	634	655		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
電気・ガス・熱供給・水道業			51	464 544	459 536	481 518	461 498								
情 報 通 信 業			52	806 777	846 782	840 785	817 788								
情報サービス業			53	900 858	944 864	938 869	916 872								
ソフトウェア業			54	941 886	988 893	980 898	962 903								
情報処理・提供サービス業			55	791 807	825 807	828 808	788 807								
インターネット附随サービス業			56	696 695	727 697	721 698	694 699								
映像・音声・文字情報制作業			57	650 555	659 562	653 569	646 575								
その他の情報通信業			58	635 626	706 630	696 633	689 635								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11月分	6 年 12月分
<b>運輸業、郵便業</b>		59		<b>8.6</b>	<b>52</b>	<b>506</b>	<b>359</b>	<b>353</b>	<b>358</b>		
道路貨物運送業		60	自動車等により貨物の運送を行うもの	8.8	50	437	355	350	355		
水 運 業		61	海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行うもの (港湾において、はしけによって貨物の運送を行うものを除く)	17.2	77	597	347	346	346		
運輸に附帯するサービス業		62	港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業及び運輸施設提供業等を営むもの	9.2	46	615	340	342	354		
その他の運輸業、郵便業		63	運輸業、郵便業のうち、60から62に該当するもの以外のもの	5.4	50	466	377	366	367		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>運輸業、郵便業</b>			59	<b>358</b> <b>345</b>	<b>365</b> <b>348</b>	<b>375</b> <b>350</b>	<b>359</b> <b>352</b>								
道路貨物運送業			60	355 350	366 352	386 354	372 356								
水 運 業			61	346 314	349 318	350 321	318 324								
運輸に附帯するサービス業			62	360 328	370 332	372 335	352 337								
その他の運輸業、郵便業			63	364 361	368 364	378 366	367 368								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 和 6 年 平 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>卸 売 業</b>							64		12.0	65
	各種商品卸売業	65	各種商品の仕入卸売を行うもの。例えば、総合商社、貿易商社など	20.3	95	666	700	645	635	
	繊維・衣服等卸売業	66	繊維品及び衣服・身の回り品の仕入卸売を行うもの	6.8	39	501	269	259	269	
	飲 食 料 品 卸 売 業	67		9.8	75	525	809	785	790	
	農畜産物・水産物卸売業	68	米麦、雑穀・豆類、野菜、果実、食肉及び生鮮魚介等の卸売を行うもの	3.2	31	281	199	192	195	
	食料・飲料卸売業	69	砂糖・味そ・しょう油、酒類、乾物、菓子・パン類、飲料、茶類及び牛乳・乳製品等の卸売を行うもの	14.6	107	728	1,028	1,002	1,018	
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	70		12.9	71	600	454	420	420	
	化学製品卸売業	71	塗料、プラスチック及びその他の化学製品の卸売を行うもの	17.1	86	801	614	629	634	
	その他の建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	72	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業のうち、71に該当するもの以外のもの	11.7	67	544	411	362	361	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】														
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	
				7 年												
				1 月 分												
<b>卸 売 業</b>			64	504 507	500 510	512 512	495 514									
	各種商品卸売業		65	624 624	613 632	645 640	608 646									
	繊維・衣服等卸売業		66	277 249	276 252	281 255	267 257									
	飲食品卸売業		67	768 773	755 777	777 782	813 788									
	農畜産物・水産物卸売業		68	197 192	206 194	213 195	215 197									
	食料・飲料卸売業		69	988 964	957 973	985 982	988 990									
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業		70	418 417	416 419	426 422	391 423									
	化学製品卸売業		71	630 559	625 567	643 574	583 579									
	その他の建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業		72	359 377	359 378	366 380	338 380									

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 6 年 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>(卸売業)</b>											
<b>機械器具卸売業</b>		73		14.3	66	563	542	511	507		
	産業機械器具卸売業	74	農業用機械器具、建設機械・鉱山機械、金属加工機械及び事務用機械器具等の卸売を行うもの	11.1	51	480	438	431	437		
	電気機械器具卸売業	75		16.6	72	641	622	565	548		
	その他の機械器具卸売業	76	機械器具卸売業のうち、74及び75に該当するもの以外のもの	15.7	81	560	571	548	554		
<b>その他の卸売業</b>		77	卸売業のうち、65から76に該当するもの以外のもの	8.6	52	441	421	402	413		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものと異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>(卸売業)</b>															
機 械 器 具 卸 売 業		73	504 517	505 519	516 521	479 521									
産 業 機 械 器 具 卸 売 業		74	433 407	433 411	445 414	411 417									
電 気 機 械 器 具 卸 売 業		75	545 607	545 607	549 605	502 602									
そ の 他 の 機 械 器 具 卸 売 業		76	551 537	557 541	578 545	558 548									
そ の 他 の 卸 売 業		77	420 416	413 418	418 419	414 420									

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11月分	6 年 12月分
小	売 業	78		8.7	56	379	558	553	570		
	各種商品小売業	79	百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、均一価格店など、衣食住に関わる各種商品の小売を行うもの	8.6	67	524	713	682	684		
	織物・衣服・身の回り品小売業	80	呉服、服地、衣服、靴、帽子、洋品雑貨及び小間物等の商品の小売を行うもの	15.4	88	485	937	978	1,046		
	飲 食 料 品 小 売 業	81		5.6	42	299	419	411	407		
	機 械 器 具 小 売 業	82	自動車、自転車、電気機械器具など（それぞれの中古品を含む）及びその部分品、附属品の小売を行うもの	11.8	61	433	435	442	448		
	そ の 他 の 小 売 業	83		7.5	48	310	525	517	539		
	医薬品・化粧品小売業	84	医薬品小売業、薬局及び化粧品小売業を営むもの	3.0	35	232	383	322	315		
	そ の 他 の 小 売 業	85	小売業（無店舗小売業を除く）のうち、79から82及び84に該当するもの以外のもの	8.9	53	340	578	584	615		
	無 店 舗 小 売 業	86	店舗を持たず、カタログや新聞・雑誌・テレビジョン・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け商品を販売するもの、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約をするもの、自動販売機によって物品を販売するもの及びその他の店舗を持たないで小売を行うもの	4.6	33	199	342	333	352		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>小 売 業</b>			78	<b>572</b> <b>541</b>	<b>572</b> <b>545</b>	<b>572</b> <b>548</b>	<b>578</b> <b>551</b>								
各種商品小売業			79	691 680	691 685	698 691	689 695								
織物・衣服・身の回り品小売業			80	1,038 944	987 949	963 951	995 954								
飲 食 料 品 小 売 業			81	395 387	388 390	392 392	398 395								
機 械 器 具 小 売 業			82	447 426	462 428	468 430	445 432								
そ の 他 の 小 売 業			83	558 500	570 505	569 510	602 516								
医薬品・化粧品小売業			84	319 409	333 401	350 396	346 391								
そ の 他 の 小 売 業			85	638 539	650 548	643 556	688 565								
無 店 舗 小 売 業			86	349 354	360 354	365 354	351 352								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>金融業、保険業</b>		87		<b>6.3</b>	<b>41</b>	<b>308</b>	<b>323</b>	<b>334</b>	<b>338</b>		
銀 行 業		88		3.4	18	309	140	146	151		
金融商品取引業、商品先物取引業		89	金融商品取引業、商品先物取引業及び商品投資顧問業等を営むもの（金融商品取引所及び商品取引所を除く）	9.0	80	282	351	384	385		
その他の金融業、保険業		90	金融業、保険業のうち、88及び89に該当するもの以外のもの	10.3	58	326	680	684	688		
<b>不動産業、物品賃貸業</b>		91		<b>7.9</b>	<b>53</b>	<b>328</b>	<b>380</b>	<b>383</b>	<b>391</b>		
不 動 産 取 引 業		92	不動産の売買、交換又は不動産の売買、貸借、交換の代理若しくは仲介を行うもの	7.1	47	271	282	292	303		
不動産賃貸業・管理業		93	不動産の賃貸又は管理を行うもの	7.4	56	337	474	493	507		
物 品 賃 貸 業		94	産業用機械器具、事務用機械器具、自動車、スポーツ・娯楽用品及び映画・演劇用品等の物品の賃貸を行うもの	11.6	66	462	539	502	504		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				7 年														
				1 月 分														
<b>金融業、保険業</b>			87	<b>336 292</b>	<b>335 296</b>	<b>342 301</b>	<b>316 304</b>											
銀 行 業			88	153 124	159 127	166 130	148 132											
金融商品取引業、商品先物取引業			89	396 307	391 314	391 321	353 327											
その他の金融業、保険業			90	666 629	657 634	668 640	636 644											
<b>不動産業、物品賃貸業</b>			91	<b>393 364</b>	<b>400 367</b>	<b>405 370</b>	<b>402 374</b>											
不 動 産 取 引 業			92	303 269	313 272	319 275	316 278											
不動産賃貸業・管理業			93	506 447	512 453	520 458	529 464											
物 品 賃 貸 業			94	510 534	510 534	509 534	488 533											

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11月分	6 年 12月分
<b>専門・技術サービス業</b>		95		8.0	42	241	456	444	446		
専門サービス業		96	法務に関する事務、助言、相談、その他の法律サービス、財務及び会計に関する監査、調査、相談のサービス、税務に関する書類の作成、相談のサービス及び他に分類されない自由業的、専門的なサービスを提供するもの（純粋持株会社を除く）	9.0	56	225	595	554	545		
広告業		97	依頼人のために広告に係る総合的なサービスを提供するもの及び広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告を行うもの	10.0	45	245	512	493	499		
技術サービス業		98		6.5	34	263	316	314	321		
	土木建築サービス業	99	建設設計、設計監理などの土木・建築に関する専門的なサービス、基準点測量、地図を作成するための測量、土木測量、河川測量、境界測量などの専門的なサービス及び他に分類されない土木建築サービスを提供するもの	7.4	38	243	295	300	314		
	その他の技術サービス業	100	技術サービス業のうち、99に該当するもの以外のもの	5.7	29	282	337	328	329		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>専門・技術サービス業</b>			95	<b>445</b> <b>462</b>	<b>447</b> <b>460</b>	<b>447</b> <b>458</b>	<b>423</b> <b>456</b>								
専門サービス業			96	549 621	555 615	548 609	519 603								
広 告 業			97	494 535	494 530	497 525	476 520								
技術サービス業			98	328 298	330 300	330 303	311 305								
土木建築サービス業			99	324 277	331 280	326 283	309 286								
その他の技術サービス業			100	331 318	329 320	335 321	312 322								

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番号	内 容	B 〔 配当 金額 〕	C 〔 利益 金額 〕	D 〔 簿価 純資 産価 額 〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 6 平	和 年 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>宿泊業、飲食サービス業</b>		101		<b>4.6</b>	<b>39</b>	<b>192</b>	<b>668</b>	<b>666</b>	<b>677</b>		
飲 食 店		102		4.5	37	178	704	709	721		
食 堂、レストラン (専門料理店を除く)		103	主食となる和洋中各種の料理をその場所で 提供するもの(専門料理店、そば・うどん 店、すし店など特定の料理をその場所で飲 食させるものを除く)	1.1	15	77	357	348	341		
専 門 料 理 店		104	日本料理店(そば・うどん店、すし店を除 く)、料亭、中華料理店、ラーメン店及び 焼肉店等を営むもの	4.9	38	189	766	776	810		
そ の 他 の 飲 食 店		105	飲食店のうち、103及び104に該当するもの 以外のもの。例えば、そば・うどん店、す し店、酒場、ビヤホール、バー、キャバ レー、ナイトクラブ、喫茶店など	5.5	44	208	792	799	800		
その他の宿泊業、飲食 サービス業		106	宿泊業、飲食サービス業のうち、102から 105に該当するもの以外のもの	5.0	47	253	514	486	490		

(注) 「A(株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】																
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分			
				7 年														
				1 月 分														
<b>宿泊業、飲食サービス業</b>			101	<b>662</b> <b>633</b>	<b>669</b> <b>638</b>	<b>674</b> <b>644</b>	<b>672</b> <b>649</b>											
飲 食 店			102	695 661	697 668	702 674	706 680											
	食 堂、レストラン (専門料理店を除く)		103	339 341	344 343	347 345	344 348											
	専 門 料 理 店		104	772 695	757 706	756 716	765 725											
	そ の 他 の 飲 食 店		105	776 762	791 767	801 773	803 777											
その他の宿泊業、飲食 サービス業			106	520 513	550 515	555 518	532 519											

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)			
大 分 類	中 分 類						令 6 平	和 年 均	6 年 11 月 分	6 年 12 月 分
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>		107		<b>6.1</b>	<b>44</b>	<b>269</b>	<b>780</b>	<b>766</b>	<b>766</b>	
	生活関連サービス業	108	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など	3.3	33	175	242	230	235	
	娯 楽 業	109	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの	9.5	58	388	1,458	1,442	1,436	
<b>教育、学習支援業</b>		110		<b>10.3</b>	<b>41</b>	<b>215</b>	<b>509</b>	<b>518</b>	<b>542</b>	
<b>医 療 、 福 祉</b>		111	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）	<b>6.7</b>	<b>41</b>	<b>239</b>	<b>455</b>	<b>400</b>	<b>382</b>	
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		112		<b>17.8</b>	<b>86</b>	<b>441</b>	<b>926</b>	<b>885</b>	<b>893</b>	
	職業紹介・労働者派遣業	113	労働者に職業をあっせんするもの及び労働者派遣業を営むもの	21.2	117	467	1,193	1,073	1,079	
	その他の事業サービス業	114	サービス業（他に分類されないもの）のうち、113に該当するもの以外のもの	15.4	65	424	743	755	765	
<b>そ の 他 の 産 業</b>		115	1 から114に該当するもの以外のもの	<b>9.4</b>	<b>51</b>	<b>395</b>	<b>532</b>	<b>528</b>	<b>533</b>	

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				7 年											
				1 月 分											
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>			107	<b>746</b> <b>773</b>	<b>749</b> <b>773</b>	<b>753</b> <b>774</b>	<b>745</b> <b>773</b>								
生活関連サービス業			108	234 246	243 246	251 246	245 246								
娯 楽 業			109	1,393 1,438	1,387 1,439	1,385 1,439	1,375 1,438								
<b>教育、学習支援業</b>			110	<b>540</b> <b>534</b>	<b>529</b> <b>531</b>	<b>501</b> <b>527</b>	<b>480</b> <b>523</b>								
<b>医 療 、 福 祉</b>			111	<b>385</b> <b>483</b>	<b>394</b> <b>476</b>	<b>402</b> <b>469</b>	<b>389</b> <b>463</b>								
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>			112	<b>882</b> <b>952</b>	<b>884</b> <b>946</b>	<b>912</b> <b>942</b>	<b>871</b> <b>937</b>								
職業紹介・労働者派遣業			113	1,078 1,235	1,043 1,223	1,043 1,212	975 1,198								
その他の事業サービス業			114	747 756	774 755	822 756	799 757								
<b>そ の 他 の 産 業</b>			115	<b>532</b> <b>515</b>	<b>539</b> <b>518</b>	<b>542</b> <b>520</b>	<b>519</b> <b>522</b>								